

## 第1章 総則

### (総 則)

第1条 本規程は、公益財団法人福岡県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第55条の規定に基づいて設置された総合型地域スポーツクラブ福岡協議会（以下「福岡協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2 福岡協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

### (目 的)

第2条 福岡協議会は、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着を図り、地域のスポーツを振興し、もって日本スポーツ協会の事業に協力することを目的とする。

### (組 織 構 成)

第3条 福岡協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

## 第2章 事業

### (事 業)

第4条 福岡協議会は、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの登録認証制度に係る業務
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブに係る研修
- (4) 設立準備団体への支援
- (5) そのほか目的達成に必要な事業

## 第3章 登録

### (登 録)

第5条 都道府県協議会への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

## 第4章 役員

### (種 類 及 び 定 数)

第6条 福岡協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名以内
- (3) 委員 2名以内

### **(委員の選出)**

第7条 委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）の中から選出する。

### **(幹事長の委嘱及び職務)**

第8条 幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事長が委嘱する。

2 幹事長は、福岡協議会を代表し、業務を統括する。

### **(副幹事長の委嘱及び職務)**

第9条 副幹事長は、総会でこれを推挙し、福岡協議会幹事長が委嘱する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

### **(解任)**

第10条 委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

## **第5章 総会**

### **(構成)**

第11条 総会は、第5条に定める登録クラブ代表者1名（以下「構成員」という。）をもって構成する。

### **(権限)**

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 幹事長及び副幹事長の推挙

(2) 委員の解任

(3) 事業計画、予算、事業報告、決算、その他福岡協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項

(4) その他、福岡協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

### **(開催)**

第13条 総会は、毎年1回以上開催する。

### **(招集)**

第14条 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

2 構成員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

### **(出席)**

第15条 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

2 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

### **(決 議)**

第16条 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。

3 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

## **第6章 会計**

### **(会 計)**

第17条 福岡協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

## **第7章 事務局**

### **(事 務 局)**

第18条 福岡協議会の事務は、本会事務局において処理する。

### **(事務局に関する規程)**

第19条 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

## **第8章 改定**

### **(改 定)**

第20条 本規程は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。